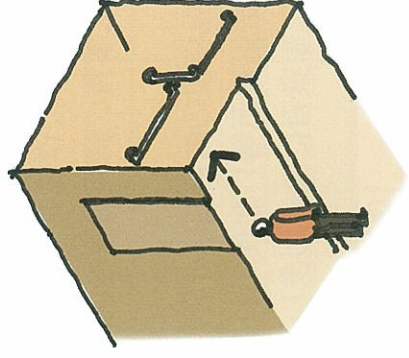


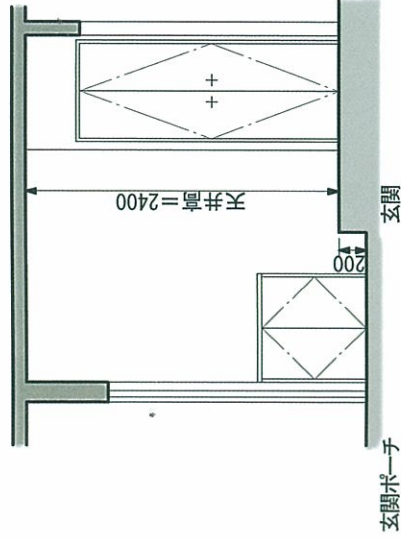
B 展開図とは

- 展開図は、各部屋の内側を横から見た壁の姿を示しています。
- 壁にある開口部（窓や出入口）や取り付けた手すり、スイッチなどのほか、壁の仕上げ、下地補強についても示します。
- 手すりの高さ、洗面器等の器具や窓・出入口などの形を読み取ることができます。



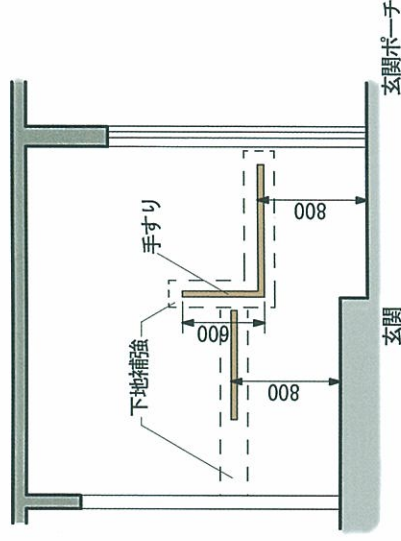
- ・ 手すりの設置や、床面の段差解消の改修を行う際には、手すりの設置位置や解消する段差等を示すために、展開図の作成が必要です。

・ 部屋を横から見た図が展開図です。



段差

- ・ 段差の寸法を表します。



手すりと下地補強

- ・ 手すりの設置位置（高さと水平方向の位置）や手すり下地の位置を表します。

【図面の縮尺について】

- ・ 建物を図面に表す際には、縮尺という尺度が用いられます。これは、実際の何分の1で描かれたものを表現しています。
- ・ 住宅の平面図は、一般的に1：50（住宅全体の場合は1：100）で描かれることが多いです。
- 例：「1：50」（あるいは「1/50」と表現されることもある）の場合、実際の建物の50分の1で描いています。

(2) 工事費の見積り依頼に関するポイント

ポイント

- 工事規模の大小に関わらず、必ず見積書の作成を依頼します。数社の見積書（相見積（あいみつもり））を取ることで、妥当な金額かどうか確認できます。
- 見積書の作成を依頼する際には、工事一式ではなく、工事箇所別に材料費、工事費、諸経費等を区分して記載してもらいましょう。
- 見積書の内容には、専門用語（部材名、商品名、仕様（材質、仕上げなど）、数量表示等）が使われることがあるので、不明な点がある場合はその都度、工事業者に確認しましょう。

手すり設置工事の見積書の例

改修工事の設計図がある場合は、改修内容を確認します。

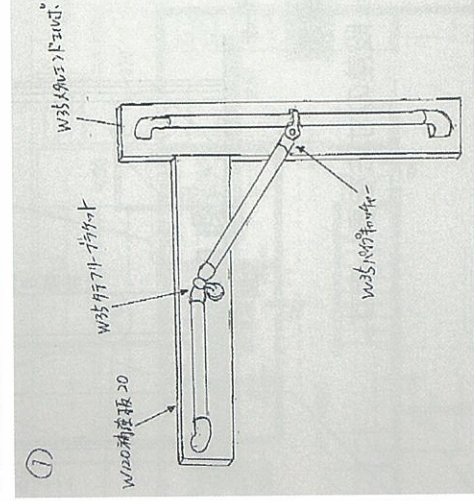
● 工事内容の現場での確認の例

【改修前】



- ・手すりの位置にテープを貼り、具体的に確認します。

● 形状確認のメモ



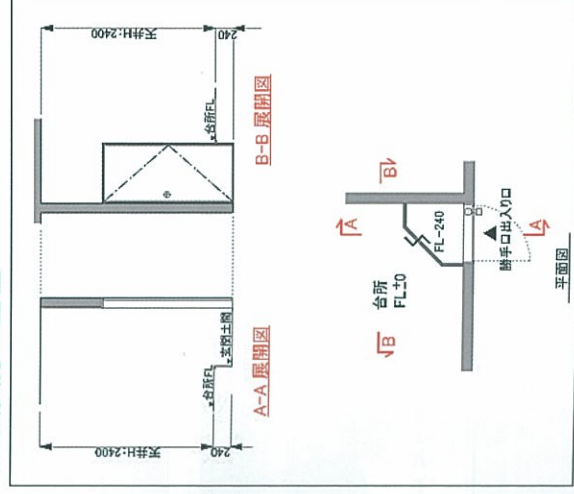
- ・現場で検討した内容をメモにして確認しましょう。

●見積書（工事内訳明細書）の例

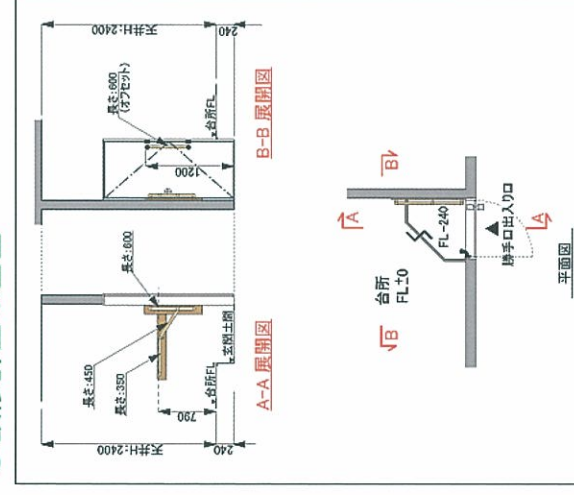
名称	仕様メーカー	数量	単位	単価	金額	摘要
手すり設置工事						
【材料費】						
手すり（木製・直径35mm）		1	本	8,400		
補強板（幅120mm、厚さ20mm、長さ2m）		1	本	6,000		
端部取付金物		3	個	1,200	3,600	
折り曲げ金物		1	個	2,100		
手すり連結用金物		1	個	2,100		
オフセット用ブラケット		2	個	1,750	3,500	
小口シール20		1	セット	1,750		
ビス穴カバー		1	セット	3,800		
【工事費】						
手すり取付工事		1	式	33,000		
養生費		1	式	1,300		
発生材処分費		1	式	2,000		
[小計]					67,550	
諸経費	10%	1	式	6,750		
[合計]					74,300	
消費税		5	%	3,715		
[総合計]					78,015	

* 諸経費は、材料費・工事費の合計の10%として計算しています。

●改修前の図面



●改修計画の図面



・見積書は図面とセットで作成してもらいましょう。

【用語説明】

材料費：工事に使用する材料、製品等の価格です。工事に必要な「数量」に、㎡当たりやm当たりの「単価」を掛けて算出しています。

【例】手すり：(数量) 〇〇m × (単価) 〇〇円/m ⇒ (材料費) 〇〇円
フロアリング：(数量) 〇〇㎡ × (単価) 〇〇円/㎡ ⇒ (材料費) 〇〇円

工事費：工事の作業費用（工賃）です。工事の面積や長さ、数量により、何人分の作業がかかるか（何人日）に「工賃単価」を掛けて算出しています。

諸経費：打合せや現場管理の経費として、人件費や交通費、工事業者の会社経費がかかります。工事内容や規模、工事業者によって異なります。

【手すりの部品の説明】

斜め手すり
長さ450mm

水平手すり
長さ350mm



縦手すり
長さ600mm

オフセット手すり
長さ600mm

オフセット手すり：
「壁持ち出し型手すり」
で、主に出入口の縦手
すりとして取り付ける。
出入りのどちら側から
も握れるよう、大きく
張り出した形状となっ
ている。



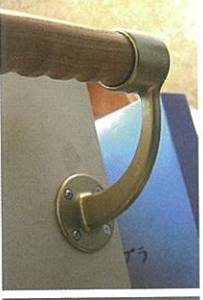
端部取付金物



折り曲り金物



縦横手すり連結用金物



オフセット用ブラケット

<価格に関する参考情報>

- ・江東区 福祉部 介護保険課

「住宅改修（手すり設置、段差解消、扉の取替）価格分布表」

<http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/koreisha/6535/6537.html>

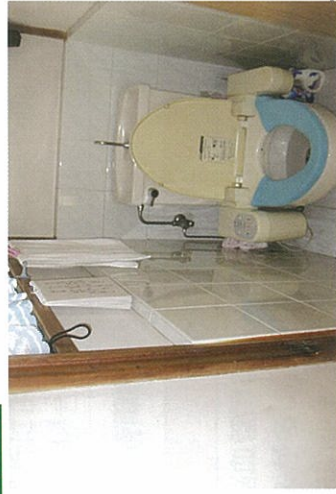
(3) 工事記録写真の依頼のポイント

ポイント

- ・ 介護保険の申請にあたっては、適切な工事実施を証明するための工事記録写真が必要でです。そのため、工事業者に対しては、改修箇所ごとに「改修前」、「改修後」の工事内容を適切に示す写真撮影を依頼します。
- ・ 特に「改修前」の状況については、工事を着手してからは撮影できないので、工事業者に注意を促しましょう。また、撮影の日付が確認できることも重要です。

● トイレの手すり設置の例

改修前 手すりなし

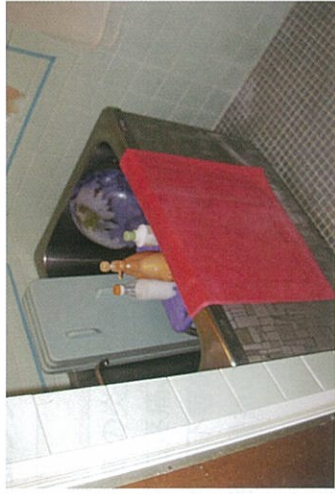


改修後 L型手すりを設置



● 浴槽の取替えの例

改修前 ・和風浴槽
またぎ高さ 650mm、浴槽深さ 600mm



改修後 和洋折衷型浴槽
またぎ高さ 400mm、浴槽深さ 500mm



● 脱衣場の床のかさ上げの例

改修前 戸枠と脱衣場に段差あり



改修後 床のかさ上げによる段差解消
(浴室の床はすのこで段差解消)



(4) 改善後の効果の確認

ポイント

- 改善後に、目標やねらい通りに利用されているかを確認します。
 - ・実際に使用して、動作や使いやすさを確認します。
 - ・使いにくい場合は手直しを行います。
- 適切に利用されていない場合は、再度使い方方を説明することも必要です。
 - ・手すりを使った適切な動作や福祉用具の使い方の確認・指導を行います。

3. 医療職との連携

3-1 疾患による身体状況の特性と住まいの配慮

・ 疾患により身体状況（日常生活動作など）に特性があり、住まいの改善についても、その特性に配慮する必要があります。

① 高齢者の身体機能低下（廃用症候群、生活不活発病）

身体状況の特性	住まいの配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に歩行動作が不安定になり転倒しやすい。歩行の特徴として「すり足歩行」「つまずきやすい」「ふらつく」「姿勢転換が不安定」などがある。 ・ 骨折による後遺症では、腰や膝に痛みを伴う場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動に伴う転倒や転落事故によるけがの予防に配慮する。 ・ 自立を長く維持できるよう、日常生活動作の能力を発揮しやすい環境の整備に心がける。 ・ 介助が必要な状態であれば、介助のしやすさに配慮した整備を検討する。

② 脳血管障害

身体状況の特性	住まいの配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・ 脳血管障害によって、片麻痺となるケースが多い。短下肢装具装着での杖歩行、伝い歩き、歩行器使用などで歩行することが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの設置など、主に転倒の予防を心がける。 ・ 麻痺のない健側の機能を活かした移動や動作が可能となるように、適した手すりの位置、便器・浴槽等の配置などに配慮する。

③ 関節リウマチ

身体状況の特性	住まいの配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関節の炎症が慢性的に進行し、各所の関節に疼痛、可動域制限、関節の変形や筋力低下等の症状がみられ、歩行障害や転倒・骨折の危険性が深刻化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒の予防、関節への負荷や刺激抑制による疼痛の軽減、可動域制限に対応した環境改善の検討が必要となる。手すりの位置や段差の高さなどは、動作評価を行って決定する。 ・ 症状の進行とともに移動方法が変化し、結果として適応環境が変化するため、改修を繰り返すこともある。

④ パーキンソン病

身体状況の特性	住まいの配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動に関する特性としては、「すくみ足^{*1}」「加速歩行^{*2}」「小刻み歩行」「前方突進」などの障害特性がある。 <p>*1 あたかも足が地面に貼り付いたようになって足が出ない状態</p> <p>*2 歩いているとだんだん加速してしまい、止まろうと思ってもすぐに止まらない状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「すくみ足」の症状の場合は、スロープによる段差処理を避け、緩勾配の階段が適するケースがあり、症状に合わせた整備が必要となる。 ・ 進行性の障害であることから将来を見越した改修が必要であり、将来の変化に対応した改修ができることも検討する。

3-2 住まいの改善に際しての医療職等との連携

●理学療法士 (PT)・作業療法士 (OT)

- ・身体機能の変化が予想される場合や進行性の障害の場合には、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT) からアドバイスを受けることがとくに効果的です。

理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT) は、いずれも一般病院やリハビリテーションセンター、保健所、保健センター、介護老人保健施設などに所属しています。

【理学療法士 (PT)】

何らかの疾病や障害が原因となる身体的な機能障害に対して、立ち座り、起き上がりなどの基本動作から、歩行や車いすへの移乗、階段の上り下りなどの移動動作の訓練、指導、援助などを行う医療専門職です。

【作業療法士 (OT)】

身体または精神に障害のある人を対象として、日常の基本的な生活動作能力または社会的適応能力の回復を図るために、治療や訓練、指導、援助などを行う医療専門職です。

●福祉用具専門相談員

- ・介護が必要な高齢者や障害者に福祉用具をレンタル・販売するときに、選び方や使い方についてアドバイスをする専門職です。福祉用具を必要とする方の病状や障害の程度を把握した上で福祉用具を選定し、使い方をわかりやすく指導します。

●住宅改修のアドバイザー

- ・住宅改修を検討するにあたり、建築士や理学療法士 (PT)・作業療法士 (OT) など、住宅改修や高齢者等の日常生活動作に詳しい専門職から意見を聞くことができる「アドバイザー制度」などを利用できる自治体もあります。

4. 住まいの改善や住み替えに関する情報提供

4-1 住まいの改善・住宅改修に関する情報

- 財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
「介護保険における住宅改修・実務解説」（平成21年6月改訂版）
<http://www.chord.or.jp/tokei/publish.html> よりダウンロード
- 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
「性能向上リフォームガイドブック（バリアフリー）」（平成22年9月）
<http://www.j-reform.com/publish/index.html> よりダウンロード
- 公益財団法人 テクノエイド協会
「住宅改修情報」
<http://www.techno-aids.or.jp/jyutaku/index.shtml>
「福祉用具の選び方・使い方情報」
<http://www.techno-aids.or.jp/howto/index.shtml>
- 一般財団法人 保健福祉広報協会
「住宅改修の基礎知識」
http://www.hcrjapan.org/pdf/fukusikiki2_1.pdf よりダウンロード
「リフト等移乗用品の選び方、利用のための基礎知識」
http://www.hcrjapan.org/members/pdf/fukusikiki1_2.pdf よりダウンロード
「杖・歩行器等移乗用品の選び方、利用のための基礎知識」
http://www.hcrjapan.org/members/pdf/fukusikiki1_3.pdf よりダウンロード
「はじめの福祉機器の選び方・使い方」
（ベッド編、車いす編、トイレ・排泄用品編、入浴機器編、住宅改修編、福祉車両編）
<http://www.hcr.or.jp/howto/>
- 財団法人 高齢者住宅財団
「高齢者向け返済特例制度（リフォーム融資）のご案内」
http://www.koujuuzai.or.jp/html/page02_03.html

（平成24年3月現在）

4-2 住み替えに関する情報

- 一般社団法人 移住・住み替え支援機構
「マイホーム借上げ制度」
<http://www.jt-i.jp/>
- 一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会
「サービス付き高齢者向け住宅 情報提供システム」
<http://www.satsuki-jutaku.jp/>
- 財団法人 高齢者住宅財団
「高齢者の住まいガイドブック」
http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_01_03.html#01
「高齢期の安心居住について」
<http://www.koujuuzai.or.jp/sumai/index.html>

掲載情報やURLは予告なしに変更する場合があります。
(平成24年3月現在)

「高齢者の住まいの改善に向けて」
～相談者・工務店との円滑な調整のために～

平成23年度老人保健健康増進等事業

2012年3月

財団法人高齢者住宅財団

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-20-9

<http://www.koujuuzai.or.jp>